

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年3月28日
【会社名】	江崎グリコ株式会社
【英訳名】	Ezaki Glico Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 江崎 勝久
【本店の所在の場所】	大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号
【電話番号】	大阪 06(6477)8404
【事務連絡者氏名】	常務執行役員ファイナンス部長 高橋 真一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪四丁目10番18号
【電話番号】	東京 03(5488)8146
【事務連絡者氏名】	グループ広報部長 長谷川 一美
【縦覧に供する場所】	江崎グリコ株式会社 品川オフィス (東京都港区高輪四丁目10番18号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年3月26日開催の当社第119回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

< 会社提案（第1号議案から第3号議案まで） >

第1号議案 定款一部変更の件

バリューチェーンの川上である農水産物に関与し、事業の継続安定を図るため、事業目的を追加するものであります。

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役として、江崎勝久、江崎悦朗、栗木隆、本澤豊、益田哲生、加藤隆俊、大石佳能子及び原丈人を選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、内藤文雄を選任するものであります。

< 株主提案（第4号議案から第7号議案まで） >

第4号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示に係る定款変更の件

資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応に関する開示を定款に定めるものであります。

第6号議案 剰余金の配当等の決定機関に関する定款変更の件

剰余金の配当等の決定機関を取締役会の決議によって定めることに加え、株主からの提案がある場合には株主総会の決議によって定めることができるよう定款を変更するものであります。

第5号議案 自己株式取得の件

本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数6,360,000株、取得価額の総額27,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得するものであります。

第7号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

譲渡制限付株式報酬制度の対象となる当社の取締役と執行役員に対し、年額600百万円以内、付与株式数の上限150,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	530,799	1,987	0	(注)1	可決(99.5)
第2号議案					
江崎勝久	443,873	88,852	53	(注)2	可決(83.2)
江崎悦朗	478,896	53,833	53		可決(89.8)
栗木隆	509,093	23,637	53		可決(95.5)
本澤豊	509,105	23,625	53		可決(95.5)
益田哲生	417,866	114,860	53		可決(78.4)
加藤隆俊	417,773	114,953	53		可決(78.3)
大石佳能子	512,526	20,205	53		可決(96.1)
原丈人	411,666	121,059	53		可決(77.2)
第3号議案					
内藤文雄	530,504	2,281	0	(注)2	可決(99.5)
第4号議案	160,401	372,173	203	(注)1	否決(30.1)
第6号議案	228,788	303,790	203	(注)1	否決(42.9)
第5号議案	-	-	-	-	(注)4
第7号議案	60,998	471,588	203	(注)3	否決(11.4)

- (注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 第6号議案が否決されたことにより、第5号議案は不適法議案として取り下げました。なお、第5号議案の前日までの事前行使による議決権行使の賛成率は、14.9%であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各議案の可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上